

## 松阪市上下水道等営業関連業務委託契約約款

### (総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）はこの約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、松阪市上下水道等営業関連業務委託仕様書、システム構築調査書及び企画提案書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令、松阪市契約規則（平成17年1月1日規則第64号）及び関係法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は仕様書等に記載の業務を契約書記載の契約期間中履行し、甲は、その委託料を支払うものとする。

### (業務の内容)

第2条 甲が委託する業務（以下「委託業務」という。）は、水道メーターの検針に関する業務、甲の水道料金等及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の収納に関する業務、納入義務者が滞納している水道料金等及び受益者負担金の収納を促進するための業務、給水契約・給水中止等受付業務、給水中止に伴う清算業務、水道料金等システム構築及び運用保守業務（以下「料金等システム」という。）並びにこれらに付帯するものとして仕様書等に規定する業務とする。

### (委託料の決定)

第3条 委託料は、基本額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は切り捨て）とする。

2 前項の基本額は、年度ごとに規定し、金額は別添「委託料内訳書」のとおりとする。

3 委託料のうち、一定の金額を契約終了又は解除に伴う料金等システムデータ移行に係る費用（以下「データ移行費用」という。）として計上することとし、金額は別添「委託料内訳書」のとおりとする。

### (予定収納率)

第4条 予定収納率は、「99.34%」とし、予定収納率は契約期間中変更しない。また、収納率は、現年度の調定内容につき、年度毎に翌年度6月末現在において確定し算出する。なお、収納率は、現年度全調定金額を分母とし、これに対する収納額を分子として算定し、パーセント表示の小数点第二位止め（小数点第三位切り捨て）とする。

### (委託料の減額)

第5条 この契約の期間終了後も乙が引き続き本委託業務の内容を受託することが決定した場合等、この契約の終了又は解除に伴い、料金等システムデータ移行作業が発生しないことが確定した場合は、委託料から第3条第3項に掲げるデータ移行費用の金額を最終年度である平成30年度で減額する。

2 乙が、委託期間の年度途中になる平成25年度と平成30年度を除いた4年間の平均収納率が予定収納率を未達成の場合、委託料から予定収納率に対し、「0.01%」の減につき200万円を最終年度である平成30年度で減額する。

### (委託料の支払)

第6条 乙は、委託料のうち各年度の基本額に100分の105を乗じた額を12回（但し、平成

25年度と平成30年度は6回)に均等割し、毎月10日までに前月分の委託料を、所定の手続きに従い甲に請求するものとする。このとき、均等割計算により生じた千円未満の金額については、各年度の最終月の請求に加えるものとする。

- 2 甲は、乙から前2項に規定する請求を受けたときは、乙の履行を確認し、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず前条の規定による委託料の減額及び第13条第2項又は第15条の規定による委託料の変更が生じた場合における支払い方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の保証)

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。但し、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関等の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項に規定する保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料のうち基本額の合計に100分の105を乗じて得た額の10分1としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 委託料の変更があった場合においては、保証の額が変更後の委託料のうち基本額に100分の105を乗じて得た額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求できる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(委託業務の実施報告等)

第10条 乙は、仕様書等の規定に従い、定期的に委託業務の実施状況に係る報告書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項に規定するほか、乙の委託業務の実施状況を確認するため、随時に乙に対して報告を求めることができる。
- 3 乙は、甲より前項の規定による報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。

(帳簿等の検査)

第11条 甲は、乙の業務に関する帳簿、書類その他の物件について、定期に検査を行うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、随時に検査を行うことができる。

(仕様書等不適合の場合の修正義務)

第12条 乙は、業務が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

(仕様書等の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定による委託料の変更又は甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第14条 乙は、天災その他自己の責に帰すことができない事由により仕様書等に規定する期限までに業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付した書面を提出することにより、期限の延長を求めることができる。この場合において延長期限は甲乙協議して定める。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第15条 この契約の履行期間中に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不相当であると認められたときは、実情を調査し、甲乙協議の上委託料を変更することができる。

(危険負担)

第16条 乙は、委託業務全体の管理及び委託業務従事者の行為について全ての責任を負わなければならない。

2 乙は、委託業務において生じた事故等に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。但し、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により、仕様書等に規定する期限までに業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料のうち基本額（仕様書等に規定する期限までに業務を完了している部分があるときは、その部分に相応する金額を控除した額）につき、遅延日数に応じて、年3.1%の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰する理由により第6条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じて、年3.1%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場

合において、乙に生じた損害については、甲は一切の責を負わない。

- (1) 正当な理由なく委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間中に委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 委託業務の処理について不正行為があったとき。
- (4) 故意又は過失により甲に損害を与えたとき。
- (5) 甲の指示に従わないとき。
- (6) 不信行為があったとき、又は甲の信用を失墜する行為があったとき。
- (7) 乙が受託者として適当でないと明らかに認められるとき。
- (8) 前7号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項により契約を解除した場合について準用する。

（賠償の予約）

第20条 乙は、第19条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 本契約に関し、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、乙は甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額に加え、契約代金額の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が甲に対して入札に関する談合行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。
- (2) 第19条各号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
- (3) 第19条各号に該当する内容で「松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領」により、指名（入札参加資格）停止を受け、指名（入札参加資格）停止措置期間満了後10ヵ年を経過していないとき。
- (4) 市の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6次項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、乙が市の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

3 前2項の規定は、甲の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の契約解除権）

第21条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第13条第2項の規定により仕様書等を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき、又は業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年3.1%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から、遅延日数につき、年3.1%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、津地方裁判所とする。

(事務引継ぎ)

第24条 乙は、この契約の期間が満了したとき、又は前2条の規定により契約が解除されたときは、速やかに業務に関する一切の事務を甲が指定する者へ委託業務に支障が生じないように、引き継がなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

2 前項の規定は、乙の会社分割、営業譲渡等による事業の承継が行われる場合においては、委託業務処理上の情報を引き継ぐ全ての者に適用する。

3 甲は、委託業務の処理上知り得た乙の営業上の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第26条 乙は、この契約を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号）及び同条施行規則等、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、安全確保の措置を講じ、個人情報の保護に努めなければならない。

(補則)

第27条 この契約について甲と乙との間に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本事項)

第1 この契約により、松阪市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

#### (措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

#### (その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 別記 2

### 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

#### 1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講じることがある。

#### 2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を市長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市長と協議を行うこと。

#### 3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

##### (1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は市長への報告を怠った旨の公表する。